

## 仕 様 書

### 1 総則

四国森林管理局が注文する燃料の納入にあたり甲と乙は本仕様書に従って、適正に給油するものとする。なお、燃料単価契約書の頭書 2 で定めた契約単価は、7 により市場価格に応じて毎月変動させることとする。

### 2 件名

令和 7 年度 四国森林管理局 燃料調達（単価契約）

### 3 規格及び予定数量

種類、予定数量 レギュラーガソリン(18,000L)

### 4 契約期間

（自）令和 7 年 4 月 1 日 （至）令和 8 年 3 月 3 1 日

### 5 契約内容

四国森林管理局にて使用している業務用自動車（官用車外）へのレギュラーガソリンの給油を行う。

### 6 提供方法

（1）乙は、車ごとに給油伝票・チケット又はカードを発行するものとし、発注者が給油所で供給を受ける場合は、発行された給油伝票を提出して上記 5 の内容を実施する。

（2）給油所が下記のエリア内に所在すること。

北側：高知自動車道の高知 IC より新荒倉トンネル間より南側

東側：高知自動車道の高知 IC より南へ県道 44 号線を経由し、葛嶋四丁目・高須新町一丁目交差点から西に国道 32 号線南国バイパス、国道 55 号線土佐中街道沿いに国道 56 号線土佐道路合流交差点間より西側

南側：新荒倉トンネルから国道 56 号線土佐道路沿いに国道 55 号線土佐中街道合流交差点間より北側

西側：新荒倉トンネルより直線で高知自動車道針木トンネル間を結んだ東側

### 7 採用単価

給油する各月の採用単価については、市場価格に応じて変動させるものとし、次のとおり算出の上決定する。

（1）経済産業省資源エネルギー庁が発表する「石油製品小売市況調査（都道府県別）」の高知の現金価格（消費税込み）（以下、「公表単価」という。）の令和 7 年 3 月分の第 3 回目（令和 7 年 3 月 1 0 日調査、3 月 1 2 日公表）価格から燃料単価契約書の頭書 2 で定めた契約単価を差し引いた額を公表単価との差額（以下「差額」という。）として決定し、契約期間中はその「差額」を固定する。

（2）乙は、別添「採用単価計算書」により毎月（4 月～2 月）第 3 回目の公表単価から、7（1）により確定した「差額」を差し引いた（または上乘せした）価格を来月の採用単価として算出する。

なお、単価に小数点第 4 位以下の端数がある場合は小数点第 4 位を切り捨てること。

（3）乙は、7（2）により作成した採用単価計算書を来月の給油開始前までに甲へ提出するものとする。

## 8 納品及び請求

(1) 請求にあたって乙は、供給したガソリンについて、一ヶ月分を取りまとめた一覧表を作成するものとし、一覧表には、納品年月日・品名・給油車両番号・数量、及び一ヶ月分の合計数量を表示した内訳書を添付するものとする。

(2) 乙は、8(1)の内訳書及び8(1)の合計数量に7(2)の採用単価を乗じ計算した(1円未満の端数は切捨)請求書を翌月の10日(休日の場合は直前の平日)までに提出するものとする。

(3) 四国森林管理局職員が給油所へ車両を持ち込み、給油伝票・チケット又はカードを提示した時は、乙は当該職員が指示するところにより給油するものとする。

## 9 その他

(1) 予定数量は1年間の見込み数量であり、車両の使用状況により変動するので変動があっても意義の申し立ては認められない。

(2) 契約期間内に乙が経営する給油所の閉鎖などにより、給油箇所に変更があった場合は、遅滞なく報告すること。

(3) 給油伝票・チケット又はカードの発行に係る経費は、乙の負担とする。